

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

田子町長 山本 晴美

市町村名 (市町村コード)	田子町 (02443)
地域名 (地域内農業集落名)	清水頭地区 (川向、川代、栴山、袖平、清水頭、干草場)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月20日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・基盤整備がされている農地が多く、農地の有効利用が図られている。
・中心となる経営体及び後継者が多い。
・中山間地であり、山際に行くほど条件不利地が広がり荒廃農地が多くなる。
・一部地域では、水稻作付けのためポンプを活用した水管理を実施しているが、ポンプの経年劣化が激しく、いつ作付けできなくなってもおかしくない状態である。
・全体面積のうち、60歳以上の農業者が耕作する面積が、約50%ある。そのうち、後継者がいないとされる農地が約45%もある。
以上のことから、引き続き後継者確保に努めるとともに、ポンプを活用している地域の将来の活用方針について議論する必要があると感じている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地については、輪作体系を構築している農家が多く、栽培形態の変更を見込めないため、現状維持を目標とする。
また、担い手及び後継者の確保に努めるとともに、荒廃農地の発生未然防止のため、中山間地域等集落協定や多面的機能活動組織を中心に、農地維持に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	929.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	693.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、区域内の農地は農業上の利用が行われる農用地等とする。
ただし、栽培をするにあたり、農業機械の搬出入が困難な場所や日照不足、排水不良などの条件不利地については、今後農業上の利用が困難な区域(農地)として整理していくか検討する必要がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の出し手・受け手の意向を基に貸借を進めるが、可能な限り農地中間管理機構の活用を促す。 また、担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じての貸借を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
この地域は、基盤整備がされた農地が多く、比較的作業効率はやい。 今後は、地域の意見を取り入れながら更なる基盤整備の実施に向けた検討を進めていく。 また、既存の農道や水路の補修については、中山間地域等直接支払交付金を活用しながら実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県やJAと連携し、栽培技術や農業用機械の購入補助などができる支援体制の構築に努める。 また、新たな就農希望者の確保・育成のため、町が実施する「たっこアグリカレッジ」の受講生を募り、農業の基礎や経営に関することなどの研修を実施し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
高齢化や労働力不足により管理できなくなった農地は、地域内の中山間地域等直接支払制度集落協定や多面的機能支払交付金活動組織に保全管理作業を依頼することを検討していく。 その他、今後、サービス事業者が現れた際には、地域内で情報共有し農作業委託の実施について検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①町では、鳥獣被害防止のための支援策を構築しており、現在は農家が個別に支援を受けている。今後も引き続き支援策を実施するとともに、町全体で鳥獣被害防止のための対策を検討していく必要がある。

②⑨環境に配慮した農業経営のため、耕種農家と畜産農家との連携が図られるよう耕畜連携の支援策を実施するほか、稲わらや堆肥の供給等についての情報交換・提供が行えるよう検討する。

③近年、町内においてもドローンを活用したスマート農業に取り組む農家が増えてきた。今後もその取組を後押しするため、情報の収集や提供に努め、更なるスマート農業の可能性の探究に努める。

⑦耕作放棄地や遊休農地が発生することで、近隣の農地に悪影響が発生することから、農地所有者には保全管理を徹底するよう呼びかけを行うとともに、町では、優良農地の確保や病気発生 of 未然防止のため、耕作放棄地の再生に係る経費補助を継続で実施していく。